

(2012.4.1以降)指定校変更許可基準

すべての区分において、変更可能な学校への通学に支障がないことが条件です。

区分	理由	変更可能な学校	対象学年	許可期間	必要書類
転居	学年途中において市内での転居をした場合	在学している学校	全学年	卒業まで	・指定校通知書
転居予定	市内での転居予定(おおむね6か月以内)の場合	転居予定の住所が属する通学区域の学校	全学年	予定日まで	・建築請負契約書等の写し ・誓約書
留守家庭	両親共働き等により日中留守になるため、放課後、祖父母宅又は児童クラブ等に児童を預ける場合	放課後における預かり者の住所が属する通学区域の学校 平成22年度以後の新入学児童・転入児童については、以下のとおり一部制限を行います。 泊小学校・小祿南小学校・銘苅小学校への変更はできません(兄弟姉妹が当該校に在学している場合はできます)。この場合、当該校に通学区域が隣接する学校への変更はできます(対象校は表のとおり)。 児童クラブ等保育施設以外の方が預かる場合は、預かる方も一緒に申請に来てください。(本人確認・意思確認を行います) 児童クラブ等に預ける場合、指定校区内の児童クラブ等に預けない合理的な理由を確認します。	小学校 全学年	理由が 存する 期間	那覇市教育委員会学務課ホームページにてダウンロード・印刷 できます。 ・勤務証明書 又は自営業 申告書 ・児童預かり 証明書 ・誓約書
心身的理由	心身の故障等により、指定校へ通学することに支障がある場合	通学に支障がない学校	全学年	理由が 存する 期間	・医師の診断書 ・誓約書
指定校変更許可地域	教育長が指定校変更を許可している地域に在住している場合	許可対象の学校	全学年	卒業 まで	
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定校変更(留守家庭の区分を除く)による在学の場合又は学校選択制による入学の場合	兄弟姉妹が在学し、又は入学する学校	全学年	卒業 まで	
指定校変更児童の中学校入学	指定校変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校	中学校 入学時	中学校 卒業 まで	
学校選択制適用児童の中学校入学	学校選択制で小学校に入学した児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校	中学校 入学時	中学校 卒業 まで	
大規模校等から小規模校等へ	大規模校等(泊小学校・金城小学校・小祿南小学校・銘苅小学校)から、通学区域が隣接する小規模校等への変更を希望する場合	通学区域が隣接する小規模校等(対象校は表のとおり)	全学年	卒業 まで	

留守家庭の表

変更できなくなる学校	通学区域が隣接し変更できる学校
泊小学校	壺屋小学校 若狭小学校 前島小学校 曙小学校 天久小学校
小祿南小学校	垣花小学校 小祿小学校 宇栄原小学校 さつき小学校
銘苅小学校	安謝小学校 真嘉比小学校 松島小学校 天久小学校

大規模校等から小規模校等への表

大規模校等	通学区域が隣接する小規模校等
泊小学校	壺屋小学校 若狭小学校 前島小学校 曙小学校
金城小学校	垣花小学校 小祿小学校
小祿南小学校	垣花小学校 小祿小学校
銘苅小学校	真嘉比小学校